

資源循環型の総社市を目指して



地域の子供会が行っている資源ごみの回収作業。資源ごみの分別収集を徹底して行うことで、焼却が必要な家庭ごみの量を減らすことができます

現在、地球規模での環境破壊が懸念されています。中でも温室効果ガス（CO₂、二酸化炭素）などの排出による、急速な地球温暖化が深刻な問題となっています。

家庭から排出されるごみは、市が収集し、吉備路クリーンセンターで焼却や破碎をして、最終処分場に運び込んでいきます。ごみが分別され減量化すると、温室効果ガスの排出が削減できます。また、最終処分場の延命にもつながります。さらに、「家庭でいらぬものは持ち込まない（リデュース＝Reduce）」、



4月1日から、ごみ収集が有料化されます。

「燃やせるごみ・燃やせないごみ」と、「不燃性粗大ごみ」の収集が有料になります。

「燃やせるごみ・燃やせないごみ」については、4月1日～6月30日までの3か月間は、従来の透明・半透明の袋とどちらでも使用できます。不燃性粗大ごみについては、4月1日から有料化が完全に実施されます。

「不」要になっても必要な人に（リユース＝Reuse）、「繰り返し使えないものは、新製品の原料として（リサイクル＝Recycle）」の3Rを徹底することで、限りある資源を大切に使うことができます。子供たちの未来のためにも、資源循環型の総社市を目指す早急な対策が、今、求められています。

資源ごみは今までどおり無料で収集します。空きびん・空き缶・古紙・古布・ペットボトル・白色トレーを正しく分別すれば、後に残るのは生ごみと少量のごみになります。したがって、資源ごみの分別を徹底することで、有料ごみの排出は少なくな抑えられます。ごみの分別を行わず、ごみを多量に排出した場合は、その量に応じて負担が増えることとなります。また、不燃性粗大ごみについては、受益者負担や公平性の原則から、全て有料になります。

ごみ有料化の主な目的は、ごみの量を減らすことにあります。ごみ収集を有料化することで、ごみの分別の徹底が進み、減量化が期待できます。ごみの排出量に応じた、費用負担の公平化も図ることができます。また、この機会に、市民の皆さんにごみに対する関心を深めていただきたいと考えています。「ごみは捨てるもの」という生活スタイルから、環境にやさしい生活スタイルに変えていきましょう。

ごみ袋は一定量を無料配付

今回のごみ有料化に伴い、一般家庭ごみの「燃やせるごみ・燃やせないごみ」は、市の指定ごみ袋で出すこととなります。市では、この指定ごみ袋の周知とスムーズな移行のため、平成18年度についてのみ、規定枚数を2月から各戸に無料配付します。

●**住民登録及び外国人登録（平成18年2月1日現在）をしている世帯**

【規定枚数】

有料化になるごみの種類

今回有料化されるのは、一般家庭ごみの「燃やせるごみ・燃やせないごみ」と「不燃性粗大ごみ」です。

●**2月1日以降に転入した世帯**

1年を4半期に分け、その割合に応じて10枚単位で配付します。

- 1～3人世帯 50枚（30ℓ袋）
- 4～6人世帯 50枚（45ℓ袋）
- 7人以上世帯 60枚（45ℓ袋）